

京都府における新型コロナウイルス感染症対策の概要

1 京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催状況

令和2年1月30日 第1回対策本部会議 以後、随時開催

令和2年7月31日 第22回対策本部会議

2 特別警戒基準到達を踏まえた京都府の今後の対応

(1) 安心して飲食店を利用するために

飲食店における感染拡大防止対策の徹底、人数・利用時間制限など利用者への要請等

(2) 大学生が安心して学生生活を送るために

大学再開ガイドラインを見直し、大学連携会議を通じた全学生へ一斉注意喚起等

(3) 重症化リスクのある方の感染を防ぐために

病院、施設における面会の自粛要請、高齢者・基礎疾患がある方等への外出時の注意喚起

(4) 感染拡大を防ぐために

新しい生活様式の徹底等による日常生活における対策、テレワーク等の新しい働き方の推進による事務所等における対策、十分な身体的距離の確保や大規模なイベント中止等によるイベント開催時の対策による感染拡大防止

(5) 医療崩壊を徹底して防ぐために

検査体制の充実、軽症者対応病床の増床、宿泊療養体制の強化等による医療提供体制の充実・強化

3 食に関する京都府の取組状況

(1) 健康福祉部の取組 . . . P. 1

(2) 商工労働観光部の取組 . . . P. 26

(3) 農林水産部の取組 . . . P. 28

(4) 教育庁の取組 . . . P. 49

新型コロナウイルス感染症に関連する情報について

府内での発生状況や様々な対応状況などについては、京都府ホームページにおいて随時お知らせしています。

<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/novelcoronavirus.html>

新型コロナウイルス感染症に係る京都府の対応状況

令和 2 年 8 月 19 日
 京都府新型コロナウイルス
 感染症対策本部

1 府内における感染状況 (8月18日まで)

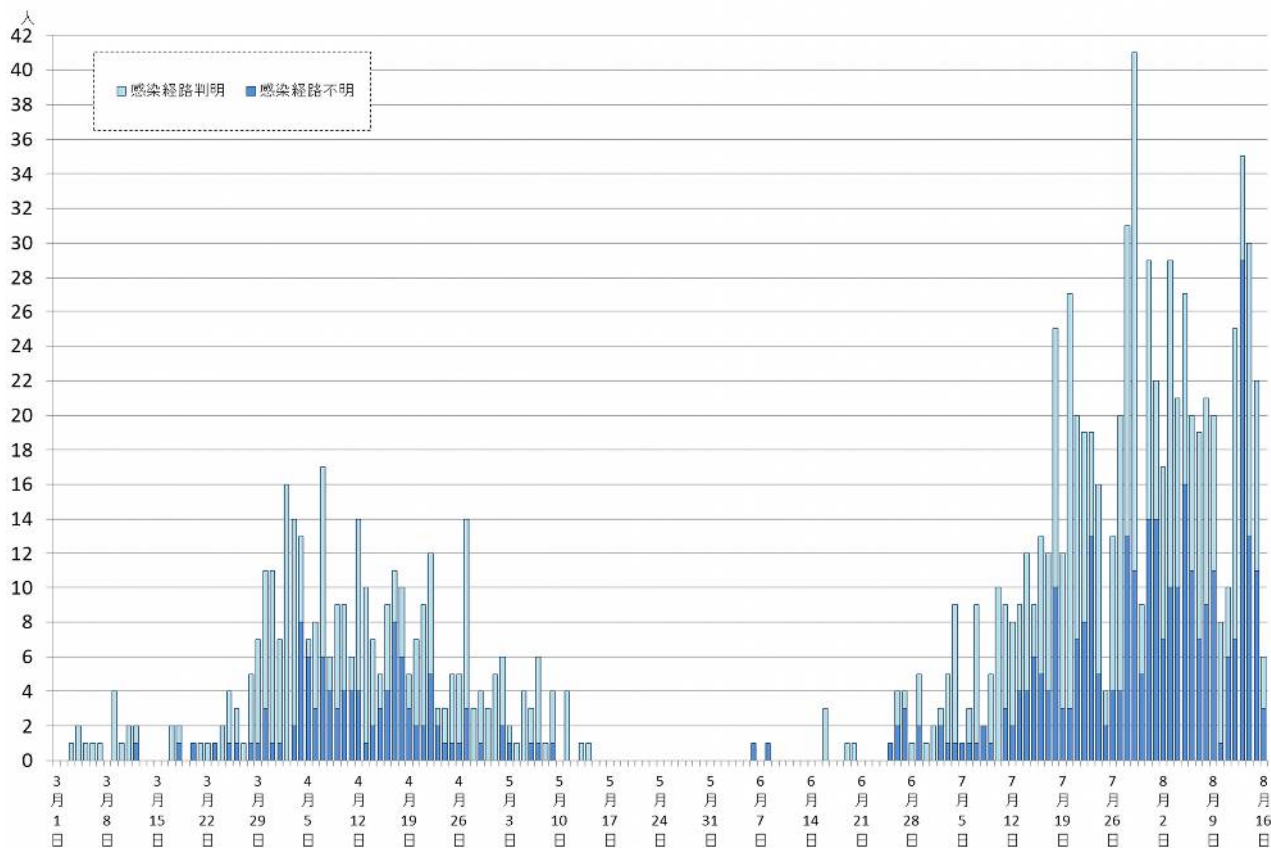
府内感染確認者総数	1,164 人
-----------	---------

令和 2 年 8 月 18 日

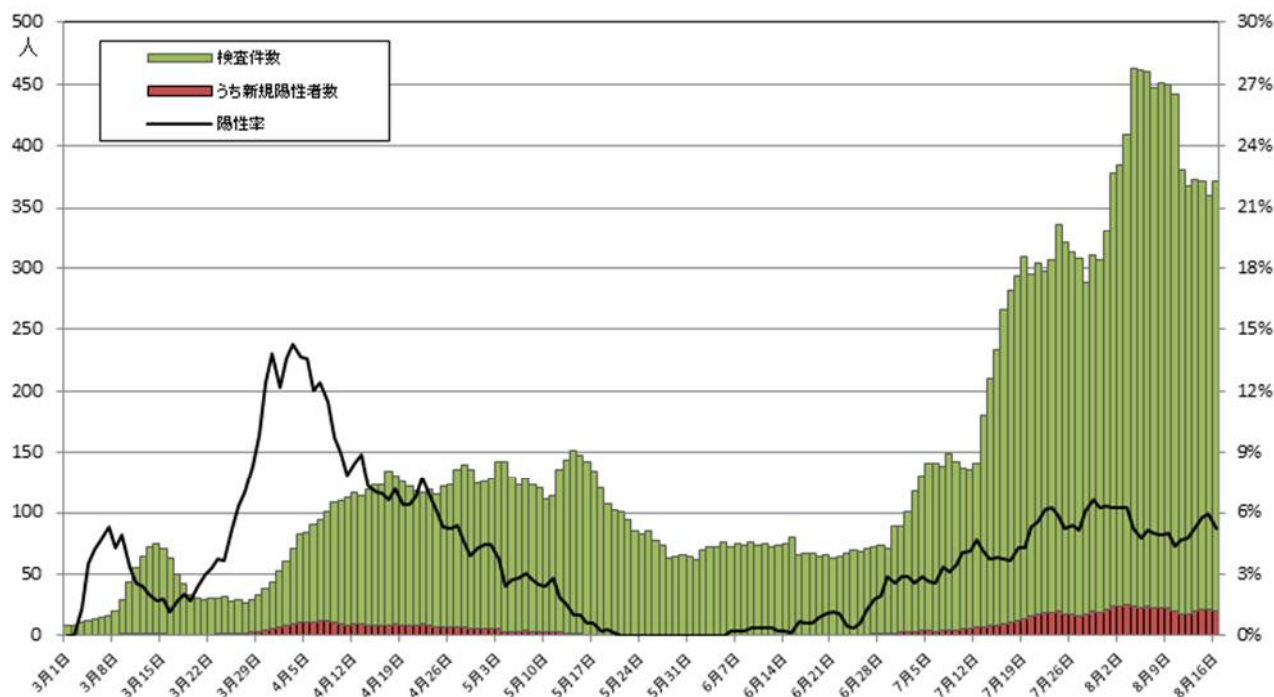
PCR 検査実施人数	PCR 検査陰性者数	PCR 検査陽性者数	PCR 検査陽性者数の内訳					
			退院・ 勧告解除	入院中	宿泊施設	自宅療養	調整中	死亡
25,679	24,515	1,164	943	107※	22	37	34	21

※のうち重症患者 4 人

京都府感染者の状況(1日あたりの感染者数)



PCR 等検査数の推移(7日間移動平均)



2 国及び京都府対応状況経過

期 日	国等の動向等	京都府対応	京都府における主なトピックス
1月30日(木)	国対策本部設置	対策本部設置・第1回対策本部会議	府内感染者確認(1例目)
4月7日(火)	7都府県に緊急事態宣言発出		
4月16日(木)	47都道府県に緊急事態宣言発出		
4月17日(金)		第12回対策本部会議 緊急事態措置決定	
5月14日(木)	39県緊急事態宣言解除		
5月21日(木)	京都府含む3府県緊急事態宣言解除	第17回対策本部会議 緊急事態宣言解除を踏まえた対応方針決定	
5月25日(月)	緊急事態解除宣言		
6月29日(月)			注意喚起基準到達
7月14日(火)			警戒基準到達
7月29日(水)			特別警戒基準到達
7月31日(金)		第22回対策本部会議 特別警戒基準を踏まえた対応方針決定	

3 京都府の主な取組

(1) 検査体制の拡充

- ① 接触者外来を 50 カ所、かかりつけ医による唾液検査を 280 カ所に拡充し、検査が身近なところで受けられる検査採取体制を整備
- ② PCR検査体制を現在の 550 検体/日から、民間検査所や医療機関等の機器整備により 670 検体に、体制強化等により 800 検体まで拡充
- ③ 新型コロナ感染症の疑いが強い方が検査結果が判明するまでの 1~2 日間、安心して入院できる医療機関を整備 (20 床)

(2) 医療提供体制の拡充

- ① コロナ患者受入れ病床 431 床に加え、新たに軽症者対応病床 64 床、周産期や透析など配慮が必要な方の受入病床を 20 床確保し、515 床を確保する。
- ② 重症化受入医療機関を明確に役割分担するとともに、ECMO対応研修を実施し、重症患者対応力を強化する。
- ③ 既に受入体制を確保している 2 施設 338 室の宿泊療養施設に加え、新たな施設の確保に向けた調整を進める。

(3) 医療資材の提供

京都府医療資材コントロールセンター(4月14日設置)により、医療資材を安定的に確保

- ・ 主な医療資材配布実績(8月17日現在)

サージカルマスク	約 400 万枚
医療用ガウン	約 20 万枚
消毒液	約 7 万 7 千リットル

(4) 緊急連絡サービス「こことろ」

スマートフォンを活用し、店舗や集客施設等の利用者から新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合、接触の可能性のある人を素早く把握し、迅速に保健所等への相談を促すサービスを推進

登録数：店舗・施設：約 15,500 店舗・施設
(ぐるなび 13,000、観光施設 2,000、新規登録 500)
個人：約 17,000 人

(5) 中小企業等支援

- ① 国や京都府の支援制度についての相談窓口等の設置
 - ・ 中小企業緊急経営支援コールセンター (5月1日)
 - ・ 中小企業雇用継続緊急支援センター (5月11日)
 - ・ 中小企業等再出発相談窓口 (7月15日)
- ② 支援状況等
 - ・ 休業要請対象事業者支援給付金
 - 募集期間：5/7~6/15
 - 支給件数：16,465 件
 - 支給額：約 21 億円
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援補助金
 - 募集期間：6/16~9/15
 - 申請件数：5,398 件 (8/13 時点)
 - ・ 商店街再出発設備投資補助金
 - 事前申請：7/14~7/30
 - 申請件数：468 件
- ③ ガイドライン推進京都会議によるステッカー交付
 - 交付枚数：9,104 件 (8/14 時点)

(6) その他の支援

- ① 文化芸術団体への支援
 - ・文化芸術関係者相談窓口の設置 (4月30日)
相談件数：2,174件 (8/18時点)
 - ・文化活動継続支援補助金
募集期間：4/30～
申請件数：501件 (8/18時点)
- ② 農林水産業への支援
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響に係る農林水産業経営相談窓口の設置 (3/27)
相談件数：634件 (8/17時点)
 - ・京もの農林水産物生産・流通促進対策事業費補助金
募集期間：7/27～8/26
相談件数：66件 (8/17時点)
 - ・府内産農産物継続生産支援事業費補助金
募集期間：8/20～9/20 (第1次募集)
12/1～12/25 (第2次募集)
- ③ 減収や失業による生活支援
新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ、生活福祉資金貸付(緊急小口資金貸付、総合支援資金(生活支援費)貸付)を実施。
募集期間：3/25～9/30
申請件数：33,989件 (8/17時点)
申請額：約 118億円 (8/17時点)

(7) 京都府新型コロナウイルス感染症対策応援基金

新型コロナウイルス感染症対策の財源に充てるため、広く寄附金を募り、基金の積立てを実施

(支援の概要)

- ・医療又は療養の現場で働く方々への支援
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子どもたちとその家庭への支援
- ・その他の新型コロナウイルス感染症対策に関する支援
- ・予算額 3億6,500万円

(8) 京都府警戒基準等 (7月8日 第19回京都府対策本部会議決定)

注意喚起基準	警戒基準	特別警戒基準
<ul style="list-style-type: none"> ・新規陽性者2名以上かつ ・感染経路不明者1名以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規陽性者5名以上かつ ・感染経路不明者2名以上又は ・重症者病床使用率20%以上 <p>※ 国が示した社会への協力要請を行うべき基準(新規陽性者10名以上)を超える場合などは、対策を強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規陽性者20名以上又は ・重症者病床使用率40%以上 <p>※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を判断(緊急事態宣言発令時等)</p>

【留意点】

- ・「重症者」は、人工呼吸器又はECMOを使用中の者とする。
- ・新規陽性者数(感染経路不明者数含む。)は、直近7日間の移動平均値とする。
- ・基準の運用に当たっては、新規陽性者数が前週より増加傾向にあるか(前週増加比1以上)や、PCR検査の陽性率(7日間移動平均)を併せてモニタリングする。
- ・基準に該当した場合には、専門家の意見を聴取の上、感染経路、感染地域、PCR検査の状況、医療体制の状況等を勘案し、対策内容を総合的に判断する。
- ・基準該当後も、状況を継続的にモニタリングし、状況に応じたきめ細やかな対応を図る。

○特別警戒基準到達を踏まえた今後の対応（7月31日 第22回京都市府対策本部会議決定）

項目	取組	具体的内容
① 飲食店における感染拡大防止対策	ガイドライン遵守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府警本部の風営法に基づく立入調査等の機会を活用したガイドライン遵守の啓発 ・ 保健所の食品衛生法等に基づく店舗立入等の機会を活用したガイドライン遵守の啓発 ・ 対策チームによるクラスター発生店舗等への現地調査、ガイドライン徹底指導
	緊急連絡サービス「こころ」や「あんしん追跡サービス」の活用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業界団体を通じた飲食店等の「こころ」登録要請 ・ 各店舗への啓発チラシ等の配布、来店時のチェックインの呼びかけ ・ 広報媒体による啓発
	ガイドライン推進京都会議による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済団体を通じたステッカー掲示の徹底要請 ・ 広報媒体による飲食店利用者への要請 ・ 対策不備店舗等への立入調査
	飲食店利用者への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大人数の宴会や飲み会は控えること ・ 宴会や飲み会の時間は概ね2時間以内とし、深夜の利用を控えること ・ 3密の環境を徹底して避けるとともに、大声での会話や歌唱をしないこと、回し飲みをしないことなど、飲食機会における感染予防を徹底すること ・ 特に感染者が多く生じている接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店のうち、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店舗の利用は自粛すること ・ 陽性者との接触可能性等の情報を通知し感染拡大を予防する、国の接触確認アプリや、京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス（こころ）、京都市の新型コロナあんしん追跡サービスの活用を徹底すること
② 大学生が安心して学生生活を送るために	学生生活における注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期授業開始の概ね2週間前から体調確認をした上で、登校すること ・ 食堂や喫茶室など、学内の感染拡大防止対策の徹底 ・ 課外活動では、感染拡大防止の責任者を決め、マニュアルを遵守 ・ 日常生活においても徹底して3密を避け、飲み会等は、少人数、2時間以内とし、深夜の利用を控え、大声を出す行為をしないこと等を徹底 ・ 「こころ」等への登録、立ち寄り先でのチェックインをルール化
	大学再開ガイドラインの見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の学生生活における注意事項を含め、「大学再開ガイドライン」を改定し、各大学のマニュアル等を改定 ・ 後期再開に向け、専門家による新しい生活様式の啓発動画を作成し、全学生にガイダンス等を実施 ・ 各大学から緊急メール等により、全学生へ感染防止の一斉注意喚起
③ 重症化リスクのある方の感染を防ぐために	施設における面会の自粛要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関、社会福祉施設等への面会等を自粛し、リモート面会などICTを活用する。
	社会福祉施設等職員に対する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対応DVD等を活用した職員研修の実施など、厳重な感染防止策を徹底する。
	高齢者、基礎疾患（肺線維症など肺疾患、糖尿病、免疫不全症候群等）のある方等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人混みや感染多発地域への外出は極力控える。 ・ 無症状者が多い若年層に対し、高齢者等に会う場合は、特に慎重に行動する。

京都府 新型コロナウイルス緊急連絡サービス

スマートフォンアプリ

「こことろ」ご利用のお願い

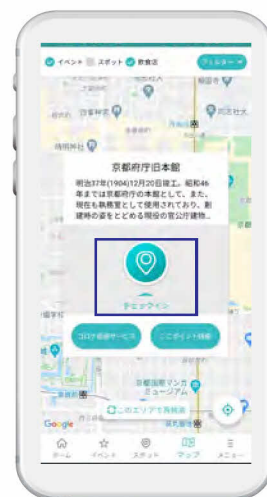
府内の施設（店舗）・イベントを利用される際、アプリ上でチェックインいただくことで、同じ日に施設等を利用した方の感染が判明した場合やクラスターの発生が確認された場合などに、京都府から注意喚起の連絡を受けることができるサービスです。



ご利用方法

- 1 アプリ下部の「イベント」から「京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス」を選択
- 2 「緊急連絡サービスを利用する」を選択
- 3 「マップ」を選択し、右下の現在地マークをタップ
- 4 「このエリアで再検索」を選択すると現在地周辺の登録施設が表示されます
- 5 今いる施設を選択してチェックイン（初回のみメールアドレスの登録が必要です）

チェックインした日と同じ日に同じ施設等を利用された方が感染者と判明した場合などに登録いただいたアドレスあてに注意喚起メールをお送りします。



注意事項

- (1) 京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービスでは、ご登録いただいた利用日時とメールアドレス以外の情報（氏名、住所、位置情報等）は収集いたしません。
- (2) 新型コロナウイルス感染者と同じ日に同じ施設等を利用し、接触の疑いがあることが判明した場合、お知らせメールをお送りいたしますが、施設名は記載いたしません。また、個別にお問い合わせいただいてもお答えいたしません。ただし、クラスターが発生した際は、施設名を明示する場合があります。
- (3) 注意喚起メールが届いた場合には、メール文章に従い、ご対応をお願いします。発熱や咳などの症状が現れた際にはメール文章に記載の窓口までご相談ください。
- (4) ご登録いただいた情報については、京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス（こことろ）の事業目的のみに使用し、それ以外の目的には使用いたしません。
- (5) 本システムの利用に際して、京都府の責めに帰すべき事由によらない場合、利用者が被った損害について、一切賠償の責任を負いません。
- (6) 事前に受信拒否や指定受信等、迷惑メール対策の設定を確認してください。ドメイン指定受信される場合は「@kocotoro.jp」「@pref.kyoto.lg.jp」を受信できるように設定してください。

食中毒予防推進強化期間の取組について

～夏の食中毒に気を付けましょう～

令和2年6月30日
京都府健康福祉部
生活衛生課（075-414-4755）

京都府では、毎年、7月から9月を「食中毒予防推進強化期間」と定め、食中毒の危険が高まる夏場における食中毒予防の推進・啓発に取り組むこととしています。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、テイクアウトや宅配を始めた施設が増えているためテイクアウトや宅配の衛生管理について重点的に取り組むこととしましたので、お知らせします。

1 強化期間（7月から9月）における取組

(1) 立入監視

- ・テイクアウトや宅配を行う施設への立入巡回指導
- ・広域及び大量に調理する給食施設、弁当屋、仕出し屋等に立入監視
- ・弁当やそうざい等の食品を収去し、細菌検査を実施
- ・生食用もしくは加熱不十分な食肉提供施設への立入監視

(2) 注意報発令

- ・食中毒の発生しやすい気象条件（高温多湿）の日に食中毒注意報を発令（発令時は、府民、飲食店、給食施設等への情報提供）

(3) 啓 発

- ・府民だより、ホームページ、ラジオ、保健所・市町村広報誌等による啓発
- ・啓発ちらしの配布（別添のとおり）



啓発ちらし

2 マスコミの方へのお願い

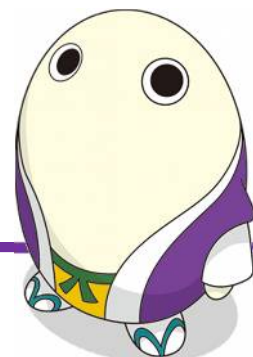
食中毒防止のため、以下の呼びかけの御協力をお願いします。

○テイクアウトや宅配を行う食品を作る際は、特に以下の事項に気をつけましょう。

- ▶生ものを避けて、加熱できるメニューを選びましょう。
- ▶施設設備の規模に応じた無理のない提供食数にしましょう。
- ▶加熱が必要な食品は、中心まで十分に加熱しましょう。
- ▶調理済みの食品は、常温で放置せず、適切な温度管理（10℃以下又は65℃以上での保存）を行いましょう。
- ▶消費者に対して速やかに食べるよう情報提供しましょう。

○食中毒予防三原則を守り、食中毒の発生を予防しましょう。

- 1 調理前、食事前の手洗いを心がけ、食中毒菌をつけない
- 2 できた食品は放置せず、早く食べて、食中毒菌を増やさない
- 3 加熱調理する場合、十分に加熱して、食中毒菌をやっつける



テイクアウトや宅配を始めた方へ

これだけはおさえておきたい！

食中毒の予防策



飲食店で調理した弁当などをテイクアウトや宅配で提供する場合、店舗での提供に比べ、調理から食べるまでの時間がかかり、より注意が必要です！

食中毒予防3原則に加えて、次の事項に注意してください。

調理するとき

施設の規模や人員に応じた無理のない提供食数を！

**無理ない
提供数**

食品を保存するとき

調理した食品は、常温放置せず、適切に温度管理を！

**すぐ冷やす
温度管理**

販売するとき

販売時、すぐに食べるよう伝えましょう！

**早く食べて
情報提供**



食中毒予防の3原則を徹底！

食中毒予防3原則を守って、暑い時期の食中毒予防に努めましょう。

食中毒菌を つけない

- ・ 手洗いを徹底しましょう。
- ・ 下痢、嘔吐、発熱症状がある方は調理を避けましょう。
- ・ 包丁やまな板は、使用用途により使い分け、洗浄、消毒を徹底しましょう。



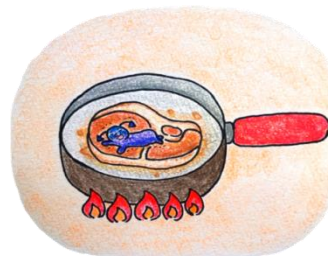
食中毒菌を ふやさない

- ・ 放冷が必要な食品は、すぐに冷却しましょう。
- ・ 調理後の食品は長時間常温で放置せず、適切な温度（10℃以下、65℃以上）で保管、運搬しましょう。
- ・ 提供後、すぐに食べるようにお客様に伝えましょう。



食中毒菌を やっつける

- ・ 生ものの提供をさけ、加熱できるメニューを選定し、加熱する時は中心部までよく加熱しましょう。



弁当やそうざいを調理し、テイクアウトや宅配を行う場合は、飲食店営業の許可が必要です。すでに飲食店営業の許可を取得している店舗は、新たに、許可は必要ありません。

ただし、取り扱う食品や販売方法によっては新たな許可が必要な場合がありますので、保健所にお問い合わせください。

保健所名	連絡先	市町村名
乙訓	075-933-1241	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北	0774-21-2912	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南	0774-72-4302	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹	0771-62-4754	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西	0773-22-6382	福知山市
中丹東	0773-75-1156	舞鶴市、綾部市
丹後	0772-62-1361	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

食中毒予防期間スタート

「持ち帰り」早めに食べて

府、飲食店に注意喚起

新型コロナウイルスの影響で、テイクアウト(持ち帰り販売)を始める飲食店が増える中、食中毒の増加が懸念されている。各店舗は容器に「1時間以内に食べて」とのシールを貼るなどの対策を始めた。府は食中毒予防推進強化期間がスタートした1日、飲食店を訪問し、テイクアウトの注意を呼び掛けた。(中西英明、後藤直明、竹下大輔)



府山城北保健所職員(右)からチラシを受け取る店員—宇治市・宇治創こころ

【食中毒予防の注意点】

- 店
 - ・注文を受けてから調理するなど、食べられるまでの時間を短くする
 - ・メニューは生ものを避け、水分を切る。中心部までしっかり加熱を
 - ・調理後は長時間、常温で放置せずに温度管理を徹底する
 - 客
 - ・購入後、速やかに食べる。店も容器にシールを貼るなどして、早く食べるよう促す
- (京都府生活衛生課による)

府によると、テイクアウトは店内飲食に比べ、調理から食べるまでに時間がかかるため、より食中毒のリスクが高まる。先月には飲食店から無償提供された弁当を食べた長岡京



室温を確認する「太秦弁当村」の従業員(京都市右京区)

市内の病院の医療従事者ら53人が食中毒症状を訴えた。府は「新たにテイクアウトを始めた店への注意喚起が必要」として、強化期間中(7月9月)に重点的に指導することにした。

1日午後、府山城北保健所の職員2人が、宇治市の宇治橋通り商店街にある創作料理店「宇治創こころ」を訪問。「調理後、2時間以内に食べてもらいましょう」などと注意点を記したチラシを店員に手渡した。

外出自粛を受け、同店では天ぷらなどが入った2種類の弁当を5月から販売。作り置きはせず、容器には調理時間と「1時間以内にお召し上がりください」とのシールを貼るなど、これまででも対策をとってきた。

同店の花登義隆顧問(51)は「絶対に食中毒を出さないという意識を持ってやっていく」と、気を引き締めた。

京都市右京区で5月下旬にオープンした持ち帰り弁当専門店「太秦弁当村」は、加工所、販売所ともに1日3回必ず気温と湿度を計測、室温が20度を超えないよう徹底する。運営する林幸平さん(42)は「おかしは作り終わったら必ず冷やす。基本を守らないと食中毒は必ず起きる」。

調理や販売段階で注意しても、不安は消えない。京都市は盛り付けから4時間以内で食べることをホームページで推奨しているが、林さんは「お客様によっては購入してから食べるまで時間を空ける人もいます。早く食べてもらえよう、店頭で呼び掛けるしかない」という。

府生活衛生課は「期限表示が日付だけで時間が書かれていないケースも見受けられる」と指摘。「食中毒が発生すれば、テイクアウトに頑張つて取り組む他の店にも悪影響を及ぼしかねない。店も消費者も危機感を共有してほしい」とする。

事務連絡
令和2年7月28日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

食品等事業者に対する新型コロナウイルス感染症対策
の周知について（協力依頼）

日頃から食中毒対策に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、食品等取扱い事業者における新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年3月3日付け事務連絡により情報提供しているところですが、今般、飲食店（接待を伴う飲食店以外も含む。以下「飲食店等」という。）で感染が広がっている状況を受け、政府として「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組」（別添）を取りまとめ、あらゆる機会を利用して、飲食店等における感染防止のための業種別ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の普及を進め、各飲食店等で徹底した感染防止策が講じられるよう取り組んでいくこととなりました。

つきましては、食品衛生法に基づく飲食店営業許可・更新時や通常の監視指導の機会を活用して、保健所での窓口対応や施設立入の際に併せてガイドラインを配付し周知を図るようお願いいたします。

【業種ごとの感染拡大予防ガイドライン例】

- 外食業の事業継続のためのガイドライン
http://www.jfnct.or.jp/contents/_files/safety/FSguidelineA4_20514_630.pdf
- 社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
<https://zensyaren.net/pdf/b9584552dfbf47642688827125fca7611c1fbd45.pdf>

令和2年7月28日
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組

新型コロナウイルス感染症については、現在、首都圏や関西圏を中心に、再び新規感染者数の増加が見られ、社会経済活動を維持しつつ、メリハリの効いた感染防止策に取り組むことが急務となっている。

特に、最近のクラスターは、飲食店（接待を伴う飲食店以外も含む。以下「飲食店等」という。）や若年層や学生が集まる場などで多く発生していることから、各省連携の下、地方自治体、関連団体、経済界、教育関係者の協力を得て、次の通り各般の主な施策を強力に推進していく。

1. 飲食店等におけるガイドライン遵守の徹底に向けた取組

感染防止のための業種別ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が各業界団体により作成・公表されているが、これまで発生したクラスターの分析によると、必ずしも全ての店舗において遵守されていない。このため、クラスター発生防止のため、飲食店等におけるガイドラインの普及を進め、各飲食店等で徹底した感染防止策が講じられるよう取り組む。

国としては、飲食店等の感染防止に向けた取組に対し、持続化補助金により支援するほか、飲食店への訪問を通じたガイドラインの周知、対応状況の確認及び更なる遵守の徹底の働きかけを行うとともに、地方自治体や関係団体等による取組の強化を勧奨する。

(1) 地方自治体による取組

国は、地方自治体に対し以下の取組を推進するよう勧奨する。

- ・ 飲食店等の営業許可の申請・更新等の機会を活用し、地方自治体の窓口等において事業者に対しガイドラインを配布し周知を図る。
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく通常の立入検査時において、衛生管理基準の遵守の徹底に加え、飲食店等がテナントに含まれている場合に、特定建築物所有者等に対しガイドラインを配布し周知を図る。
- ・ ガイドラインを遵守している店舗に対しステッカー等を配布して表示する仕組みについて、各地方自治体での導入検討や、既に導入している地

方自治体における制度の普及促進を図る。

(2) 業界団体等による取組

国は、業界団体や酒類業者に対し以下の取組を勧奨する。

- ・業界団体が会員企業に対し、ガイドラインを周知するとともに、ガイドラインの遵守に向けて必要な助言・勧奨等を行う。
- ・業界団体が会員企業のガイドライン遵守状況や具体的な取組内容を早急に調査するとともに、ガイドラインを遵守している飲食店等に対する表示（生活衛生関係の業界団体が確認した上で発行するポスター、ステッカーのほか飲食業界ガイドラインに対する自主適合宣言マーク等）を勧奨する。
- ・業界団体が会員企業に対し、接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを従業員や利用者に促すよう勧奨する。また、感染者が発生した店舗を利用した者に対し通知するためのシステムを地方自治体独自に導入している場合は、飲食店等に対し当該システムの利用を促す。
- ・酒類業ガイドライン（酒類業中央団体連絡協議会策定）等を遵守した取引の徹底を勧奨する。また、酒類業者から取引先飲食店に対してガイドラインの遵守等を勧奨する。

(3) 商店街による取組

国は、全国商店街振興組合連合会（全振連）及び地方自治体を通じて、各地域の商店街に対し、以下の取組を勧奨する。

- ・商店街として、地方自治体や業界団体と連携しつつ、全振連が公表しているガイドラインを踏まえた感染防止対策を実施する。
- ・商店街に所属する飲食店等に対し、ガイドライン遵守に向けた取組を勧奨するとともに、ポスターやステッカー、自主適合宣言マーク等の掲示やホームページ等での公表など取組の「見える化」を勧奨する。
- ・飲食店等が行う感染防止対策に対し、「持続化補助金」を活用するよう、商工会等と商店街組合が連携し、飲食店等に周知する。

(4) 飲食店等の紹介サイトとの連携により、ガイドラインの遵守状況等を店選びに活用できる仕組みを検討・実施する。

2. 飲食店等の利用者が自分で自分の身を守る行動をとってもらうための取組 飲食店等における会食などの場でクラスターが多く発生していることか

ら、利用者一人一人が「自分の身を守る」ことを意識して行動することが重要である。このため、国として国民に以下の取組を推奨するとともに、都道府県に対し、必要に応じて新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請を行うことについて検討するよう促す。

(1) 「新たな日常」に対応した行動変容の働きかけ

- ・日頃から3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けること。
- ・大人数での会食や飲み会を避けること。
- ・会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意すること。
- ・大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛すること。
- ・マスクの着用、手洗い、消毒、換気を徹底すること。

(2) 接触確認アプリ等の活用

- ・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや、地方自治体独自の通知システムの利用登録を行うこと。

3. 職場や大学等における感染防止対策

(1) 経済団体等と一体となった感染防止の取組強化

職場に関連したクラスター発生を防止するため、経済団体を通じて、各企業に対し以下の取組を勧奨する。

- ・業務後の大人数での会食や飲み会を避けること。
- ・従業員に対し、会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意するよう促すこと。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや、地方自治体独自の通知システムの利用登録の推奨。
- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤の推進。
- ・体調が良くない従業員を出勤させないこと。

(2) 国家公務員、地方公務員に関する取組

国家公務員、地方公務員についても、(1)と同様の対応を実施。

(3) 大学等と連携した取組

大学等に対し、以下の取組により学生に感染リスクの注意喚起を行うよ

- う勧奨する。
- ・若年層の感染や会食・合宿等を通じての感染が多数確認されていることを踏まえ、行動に特に留意するよう強く求めること。
 - ・たとえば、オンライン授業の初期画面での注意喚起（例：「会食、飲み会、サークル旅行、団体イベント、合宿における感染リスクの注意喚起」）のポップアップ表示や、学生一人ひとりへのメール送付など、学生等に当該注意喚起が確実に伝わる方法で行うこと。

4. 感染拡大を防止するための飲食店名等の公表

クラスターなど感染者が発生し、感染経路の追跡が困難な場合には、感染拡大防止の観点から店舗名を公表する扱いとなっており、当該公表において関係者の同意が必要なものではないこととともに、ガイドラインに掲載しているような感染防止策が適切に講じられていなかったことが感染の要因であると考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促すことを改めて周知する。

感染拡大予防ガイドライン（例）
（標準的対策）

（令和2年6月18日改訂）

京 都 府

目次

1 はじめに	P. 1
2 全施設共通事項	P. 1
3 業態による感染拡大を予防するための措置	
① 食事提供施設(飲食店・喫茶店・居酒屋等)	P. 4
② 百貨店・スーパーマーケット等	P. 4
③ 遊興施設(インターネットカフェ・漫画喫茶等)	P. 5
④ 劇場等(劇場・映画館・演芸場等)、貸会議室	P. 5
⑤ 遊技施設(パチンコ店)	P. 5
⑥ 遊技施設(マーチャン店・ゲームセンター等)	P. 5
⑦ 運動施設(屋外水泳場)	P. 6
⑧ 各種学校等	P. 6
⑨ 学習塾等(自動車学校)	P. 6
⑩ 学習塾等(学習塾・各種教室(スポーツ教室を除く))	P. 6
⑪ 博物館等(博物館・美術館・図書館等)	P. 6
⑫ 博物館等(動物園・植物園等)	P. 7
⑬ ホテル又は旅館(集会の用に供する部分)	P. 7
⑭ 商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗)	P. 8
⑮ 商業施設(生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)	P. 8
⑯ 商業施設(スーパー銭湯)	P. 8
⑰ スポーツクラブ、ヨガスタジオ等	P. 9
⑱ カラオケボックス等	P. 9
⑲ 社交飲食業(バー、キャバレー、スナック等)	P. 10
⑳ 特定遊興施設(ナイトクラブ)	P. 10
㉑ オーセンティックバー	P. 11
㉒ ライブハウス	P. 11

1. はじめに

事業者においては、業界団体等で作成されている業種別ガイドラインによって適切な感染防止策を実施すること。作成されていない場合等に、本ガイドラインを参考にそれぞれのガイドライン等を作成し、感染防止策を実施すること。

その際、まずは、提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討すること。

- 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン、トイレの便座、便座のふた、トイレトペーパーのふたや水洗レバーなど)には特に注意する。
- 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

参考：新型コロナウイルスの環境や物質表面における生存時間

- エアロゾル(空気中に漂う微粒子)中では3時間以上
- 銅の表面では4時間まで
- 厚紙(段ボール)の表面では24時間後まで
- ステンレススチール表面では48時間後まで
- プラスチック表面では72時間後まで感染力を維持

なお、このガイドラインの内容は、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、既に作成された業種別ガイドライン等を参考にして作成しているものであり、今後の対処方針等の変更の他、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や専門家の知見、意見等を踏まえ、必要に応じ適宜改訂を行うものものとする。

2. 全施設共通事項

2-1. 人と人との距離等：3密(密閉、密集、密接)の回避

- 人と人との接触を避け、対人距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保すること。また、対人距離が確保できない場合は、入場制限等を実施すること。
- 感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応)をすること。
- 従業員及び入場者に対する咳エチケット・マスクの着用を徹底すること。
- 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽(BGM)や機械音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること。
- 施設の換気(2つ以上の窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)をすること。
- キャッシュレス決済を推進すること。なお、現金、クレジットカード等の受け渡しが発生

する場合には、手渡しで受け取らず、コイントレイ（キャッシュトレイ）などを使用すること。また、コイントレイは定期的に消毒する、会計の都度手指を消毒するなど工夫すること。

- 業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意をしながら、入場者等の名簿を適正に管理すること。

2-2. 症状のある方の入場制限

- 入場時の体温チェックを実施すること。
- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけること。また、状況によっては、体温計やサーモグラフィーなどで発熱者を特定し入場を制限することも考えられる。
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は入場しないように呼びかけること。

2-3. 消毒等

- 入口及び施設内の手指の消毒設備（石鹸による手洗い、手指消毒用アルコールなど）を設置すること。
- 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒すること。
- 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図ること。
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなど（防災製品等その他の燃えにくい素材を使用しているものに限る。）で遮蔽すること。
- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にすること。

2-4. トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- 便器内は通常の清掃で良い。
- 不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレトペーパーのふたや水洗レバーなど）は、清拭消毒を行うこと。
- 便座の蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止すること。
- ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしぼり等を準備すること。

2-5. 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにすること。
- 休憩スペースは、常時換気することに努めること。
- 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒すること。

- 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする事。
- 屋内の喫煙ルームの利用に当たっては、3密にならないように注意すること。

2-6. ごみの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛ること。
- ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗うこと。

2-7. 清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

2-8. 従事者に関する感染防止策

- 施設の管理・運営に必要な最小限度とするなど、ジョブローテーションを工夫すること。
- マスク着用や手指消毒を徹底すること。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。
- 出勤前に自宅等での検温を励行し、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機等の対応を行うこと。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とすること。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- 施設管理者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握すること。
- 従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。

2-9. 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行うこと。
- 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底すること。
- 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けること。

2-10. その他

- 高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討すること。
- 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておくこと。
- 施設において感染の疑いがある事例が発生した場合は、速やかに所管の保健所に報告すること。

3. 業態による感染拡大を予防するための措置

①食事提供施設(飲食店・喫茶店・居酒屋等)

- 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。
- テーブルは、飛沫感染予防のためにパーテーションで区切るか、できるだけ2m(最小1m)以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けること。
- 大皿での取り分けによる食品提供を自粛すること。
- 食器等を通じた感染の回避を図るため、客同士のお酌、グラス等の回し飲みや器、フォーク、スプーン等の共用をしないことについて注意喚起すること。
- 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること。

(テイクアウトサービスを行う場合)

- 客の店内滞留時間を短くするために、事前予約注文を受け付けるなどの仕組みを導入すること。
- テイクアウト客と店内飲食客の動線を区別し、接触を避けるように工夫すること。
- 食中毒等の防止のため、料理は早めに消費するよう、口頭もしくは注意書きを添えて客に注意を促すこと(特に気温の高い時期)。

(デリバリーサービスを行う場合)

- デリバリー担当の配達員と来店客が接触しないように、可能であればデリバリー専用カウンターを設け、両者の動線が重ならないように工夫すること。
- 料理の受渡しは必ず手指を消毒してから行うこと。
- 代金が支払い済み(オンライン決済等)で、注文者が希望する場合は、注文者が指定した所に料理を置くなど非接触の受渡しを行うこと。
- 配達員は、店舗従業員と同様の健康管理、手洗い等の衛生管理を実践し、マスクを着用すること。
- 配達する料理の容器は、配達員が直に触れないよう袋等に入れ、配達に使用する運搬ボックス等は使用の都度、消毒すること。
- 食中毒等の防止のため、料理は早めに消費するよう、口頭もしくは注意書きを添えて客に注意を促すこと(特に気温の高い時期)。

②百貨店・スーパーマーケット等

- 混雑時の入場制限を実施すること。
- 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。
- レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)こと。
- 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること。

事務連絡
令和2年8月13日

生活衛生同業組合組合員の皆様

京都府新型コロナウイルス感染症対策本部

京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」の活用について（依頼）

平素は、本府の新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、京都府では、経済・社会活動と感染症拡大防止の両立を目指して、感染者と接触の疑いのある方への注意喚起をするため、標記のサービスを開始したところです。利用者の拡大とサービスの充実のため、府内飲食店のみなさまに御協力いただきたく存じますので、下記のことについて、よろしく願いいたします。

記

1 スマートフォンアプリ「こことろ」とは

予め登録された店舗において、利用された方の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合やクラスターの発生が確認された場合などに、アプリ利用者に対し、京都府から注意喚起の連絡を受けることができるサービスです。

2 店舗の地点登録について

ウェブ上の専用ページにて登録をお願いします。

<http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/coronakinkyurenaku.html>

- ・ぐるなびに加盟されている店舗につきましては、すでに「こことろ」に登録されておりますので地点登録は不要です。
- ・登録については、別添「京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」の店舗登録方法」を御参照ください。

※新型コロナウイルス感染者と同じ日に同じ施設等を利用し、接触の疑いがあると判明した場合、お知らせメールをお送りしますが、施設名は記載いたしません。また、個別にお問い合わせいただいても施設名はお答えいたしません。ただし、クラスターが発生した場合は、施設名を開示する場合があります。

3 啓発POPの配置について

同封した啓発POPを組み立てて、店内に配置願います。

配布枚数：10枚

担 当 健康福祉総務課 企画調整係 TEL：075-414-4554 生活衛生課 生活営業係 TEL：075-414-4761

京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス 「こことろ」の店舗登録方法

※この手順は、飲食店の方が「こことろ」に店舗を登録する方法です。

①



京都府のホームページを開き、
「京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス」をクリック

①クリック

②

店舗や集客施設等の皆様

1.専用のホームページから登録申請していただきます。

- 店舗や集客施設等の名称、所在地、連絡先などを登録していただきます。
- グルメサイトとの連携等により、「こことろ」に既に登録されている施設については申請不要です。
- 複数の施設を登録する場合、以下の点にご注意いただけますようお願いいたします。
 - 敷地面積が大きく、複数の建物・施設が点在しているなどの場合は、各建物・施設ごとの登録をお願いいたします。
例：○○大学1号館・2号館...、○○公園○○体育館・△△グラウンドなど
 - GPSで位置情報を取得しますので同じ建物内の別フロアなどの区別ができません。建物ごとの登録をお願いいたします。
例：○○専門学校1号館1階A教室、○○専門学校1号館2階B教室...
例：○○専門学校1号館1階C教室

[施設登録用\(外部リンク\)](#)

[イベント登録用\(外部リンク\)](#)

[登録内容変更・修正用\(外部リンク\)](#)

2.入力完了後、事務局において申請内容の確認を行います。

内容確認完了後、「jimukyoku@kocotero.jp」から登録完了のメールが届きます。

- ドメインによる受信制限等をされている方は、上記のメールアドレスから送られるメールを受信許可する設定にしてください。

3.店舗や集客施設等の利用者に対して、チェックイン(施設の利用登録)いただくよう周知してください。

本サービスの利用者へ送付する「注意喚起メール」において、クラスター(集団感染)が発生した場合、店舗・施設名を開示することがありますので、予め御了承ください。

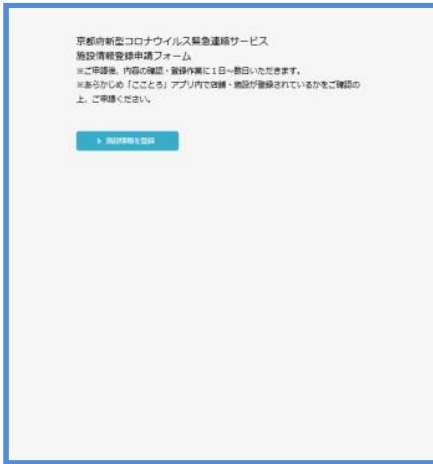
①をクリック後、ページ中央の
「店舗や集客施設等の皆様」欄
にある、**「施設登録用(外部
リンク)」**をクリック

②クリック

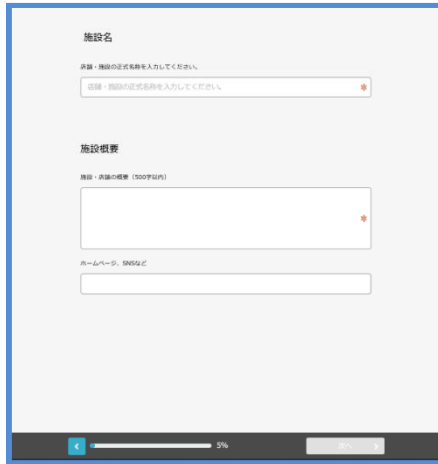
裏面につづく

③ 外部リンクが立ち上がったら、案内に従い必要事項を回答してください。

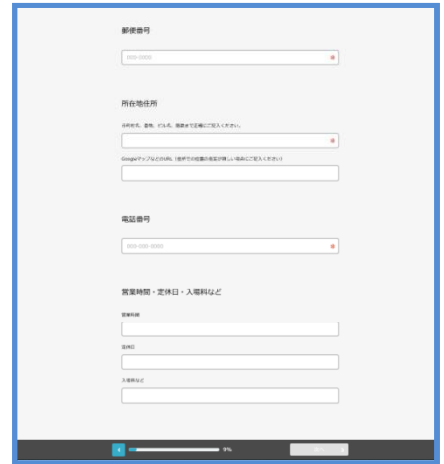
①



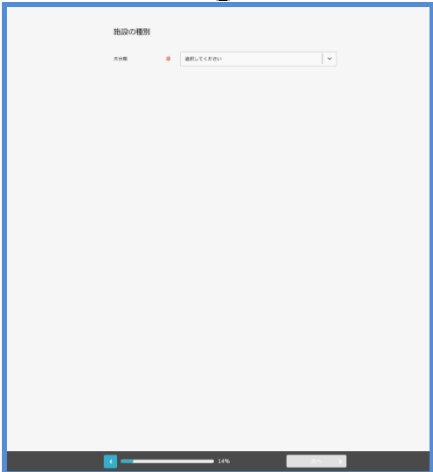
②



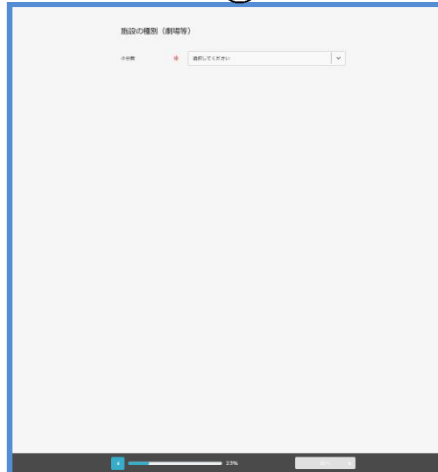
③



④



⑤



⑥



⑦



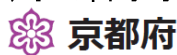
⑧(申請完了)



○入力完了後、事務局において申請内容の確認を行います。
内容確認完了後、
「jimukyoku@kocotoro.jp」から登録完了のメールが届きます。
 上記のアドレスから送られるメールを受信許可する設定にしてください。

<その他>

- 店舗等の利用者に対して、チェックイン(施設の利用登録)いただくよう周知をお願いいたします。
- 本サービスの利用者へ送付する「注意喚起メール」において、クラスター(集団感染)が発生した場合、店舗・施設名を開示することがありますので、予め御了承ください。





「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」について

令和2年8月13日

各位

京都府新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に向けたガイドラインを遵守し、感染拡大防止や衛生対策等に取組む事業者の「見える化」を図るため、「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付を行っているところです。

つきましては、下記をご参照いただき、ご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

1. ステッカーの申し込みについて

URL：<https://www.kyotokaigi.com>

※ 同HP上で申し込み方法等をご確認ください。

2. 対象事業者

- (1) ガイドライン遵守を宣言した京都府内に施設を有する事業者
- (2) 京都府及び府内市町村の文化、スポーツ等の住民利用施設
- (3) 京都府「新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援補助金」交付事業者のうち、ガイドライン遵守を宣言した事業者

3. ステッカー交付の流れ

- (1) 各事業者が、ガイドラインに基づき新型コロナウイルス感染拡大予防に取り組むことを自ら宣言・実施（ガイドラインは以下①～③のいずれかを選択）
 - ① 業種別ガイドライン【内閣官房】
URL：<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200713>
 - ② 「より一層『安心・安全』な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言（ガイドライン）」【京都市観光協会】
URL：<https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf>
 - ③ 「感染拡大防止ガイドライン（例）（標準的対策）」【京都府】
URL：https://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_200618.pdf
- (2) 各事業者が、以下①または②の方法によりステッカーを入手
 - ① 円形シール（直径113mm）：経済団体等の窓口へ申込書を提出
提出先・・・府内各商工会・商工会議所、（一社）京都経営者協会、
（一社）京都経済同友会、（公社）京都工業会、
京都府中小企業団体中央会、京都府観光連盟、京都市観光協会
 - ② PDFデータ：京都会議HPから申込

4. 問合せ先

中小企業緊急経営支援コールセンター（TEL：0120-555-182／平日9:00～17:00）

京都府緊急事態措置コールセンター（TEL：075-414-5907／平日9:00～18:00）

新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金 (企業グループ支援—“助け合いの輪”推進—)

- 想定例** あくまでも例であり、様々な取組をお待ちしております。
- テイクアウトメニューを始めた飲食店どうしが共同でチラシ作成や容器資材購入
 - 縫製工場と染工場が共同でユニークなデザインのマスクを試作開発
 - 町工場どうしがテレビ会議を用いて技術研修や新製品開発プロジェクトを立ち上げ
 - 商店街組合が共同で各種商品の宅配サービスを開始
 - 映像コンテンツ制作会社が共同で動画配信サービスを開始

他の補助金(その制度自身が併給を認めているもの)との併給も可 (対象経費の重複は不可)

対象者

2以上の事業者による“中小企業等グループ”又は“組合”

- ・ 中小企業等：中小企業基本法第2条第1項の中小企業者、NPO法人等
- ・ 組合：事業協同組合、企業組合、協業組合、LLPなど

幅広い業種
事業者が対象！

対象事業

共同で行う新たな取組(①必須)と、関連する各々の新たな取組(②)

① 一緒にテイクアウトの容器を買おう！

① 一緒にチラシを作って配ろう！



② 新たにテイクアウト弁当を始めよう

② 新たにランチ営業を始めよう

<対象経費(例)>

- ・ 材料・消耗品費
販売商品の仕入れや製造に係るコストは対象外ですが、新たな取組としてテスト販売するもの等は対象です。
- ・ 直接人件費(役員除く)
商品企画やテスト販売等に要する人件費等
- ・ 外注・委託費 等

※グループ企業間の取引は対象経費になりません。

グループで共同することによって事業継続・売上回復に繋がる工夫を凝らした取組でグループの構成事業者の連携・分担が適当なものが対象

補助率

対象経費の
2/3

以内

補助
上限額

1グループあたり

20
万円

×

事業者数

+

10万円 (2-4事業者の場合)
50万円 (5-9事業者の場合)
100万円 (10事業者以上の場合)

ただし1グループ最大**500**万円

あくまでグループ全体の補助上限額の算定方式であり、各事業者の補助上限額が20万円というわけではありません。(この範囲内であれば、各事業者の補助金上限の定めはありません。)

募集期間

R2.5.7~8.31
(延長もあり得ます)

随時受付(平日のみ)
随時交付決定

(同じグループが異なる取組で再応募することも可能です)

申請書提出先

公益財団法人京都産業21
お客様相談室
〒600-8813
京都市下京区中堂寺南町134
京都府産業支援センター1階
郵送提出にご協力をお願いします。

<補助金申請、交付の流れ>

事例：組合所属3者共同で新たに広報活動実施

代表企業
又は組合 構成各者の合意形成(グループ補助上限額と
構成各者の交付申請額合計の確認・調整)

構成各者
又は組合 取組執行

1. 提案書 (様式第1号)

2. 事業者・経費一覧 (様式第1号別紙)

3. 交付申請書 (様式第1号の2)

(1グループ1枚)

(1グループ1枚)

(構成各者1枚)

(グループ補助上限額
≥補助金申請合計額)
の確認・調整

各者補助金申請額
の確認・調整

グループ補助上限額
=20万円×3者+10万円
=70万円

交付申請額合計
=A社10万円
+B社30万円
+C社0万円
+組合30万円
=70万円

A社 3社連名チラシ作成① 15万円
事業費計15万円 →補助金10万円
B社 チラシ掲載新商品開発② 45万円
事業費計45万円 →補助金30万円
C社 共同取組に参画するも支払はなし
補助金はなし
組合 3社連名新聞広告① 45万円
事業費計45万円 →補助金30万円



申請書ダウンロードURL:
https://www.ki21.jp/kobo/r2/corona_hojyokin/20200507

①提案書・交付申請書の提出(随時受付)

②交付決定(随時)

③概算払

④実績報告書の提出(支払明細等必要)

⑤請求書の提出

⑥精算払

相談窓口

公益財団法人京都産業21 事業支援部

TEL:075-315-8590 E-MAIL: market@ki21.jp

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内

京都府商工労働観光部 ものづくり振興課

TEL:075-414-5106 E-MAIL: monozukuri@pref.kyoto.lg.jp

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入る

最寄りの京都府広域振興局農林商工部、商工会・商工会議所、京都府中小企業団体中央会

提出先

公益財団法人京都産業21 お客様相談室

※郵送提出にご協力をお願いします。

TEL:075-315-8660

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター1階

お知らせ



京都府では皆さまの新たな取組を応援します！

Web掲示板掲載企業募集中!

食品企業
Food Company

「いま、届けたい「食の声」」
掲示板
Bulletin Board

FOOD'S VOICE KYOTO

製品開発企業
Preventive Goods etc.

「本当にお困りの方々に届ける「原の声」」
掲示板
Bulletin Board

CLEAN VOICE KYOTO

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、外出自粛や学校臨時休校等でお困りの家庭と売上減少や過剰在庫でお困りの飲食店や食品メーカーなどの食品関連企業をマッチングする「FOOD'S VOICE KYOTO」掲示板を立ち上げたところです。加えて、食に限らず、高い技術力を有する京都府内企業が開発しているマスクや消毒液等の製品を本当にお困りの企業や御家庭にお届けするために「CLEAN VOICE KYOTO」掲示板を立ち上げました！コミュニティFM局等情報メディアの皆様にも御協力いただき、皆様の取組を応援いたします！

<問い合わせ先> 京都府商工労働観光部ものづくり振興課 TEL:075-414-5106 E-MAIL: monozukuri@pref.kyoto.lg.jp